



豊頃町のハルニレ



発行所 釧路市宮本1丁目2番4号 **釧路土地家屋調査士会** TEL.0154-41-3463 編集 広報 部 制作 (株) 藤プリント

第116号

□ 目 次 □

○会長挨拶		釧路土地家屋調査士会	会			長	坂	下	直	樹3
○祝辞		釧路地方法務局	引 局			長	中	富	喜	浩5
○祝辞		釧路司法書士会	会			長	野	村	_	仁7
○総会ご挨拶	釧路公共嘱託登	 全記土地家屋調査士協会	理	<u> </u>	事	長	筧		清	秀9
○就任挨拶		釧路土地家屋調査士会	会			長	丸	尾	教	綱10
○就任挨拶		釧路土地家屋調査士会	副連	会長合金	会理	事	松	田		整11
○就任挨拶		釧路土地家屋調査士会	業	務	部	長	榎	本		彰12
○就任挨拶		釧路土地家屋調査士会	+	勝	支 部	長	安	井	惠	子13
○就任挨拶	釧路公共嘱託登	 全記土地家屋調査士協会	理	<u> </u>	事	長	瘧	師	敏	幸14
○令和元年度日本当	上地家屋調査士会	連合会定時総会に参加釧路土地家屋調査士会	副	会長合名	会 理	!事	松	田		整15
○相続人不存在時の	の処理の実情	釧路土地家屋調査士会	顧	問力	弁 護	士	蓑	島	弘	幸16
○土地家屋調査士と	こは?という永遠	遠のテーマ 釧路土地家屋調査士会	新	路	支 部	長	岩	浅	圭	····17
○活気にあふれた~	ベトナム渡航	釧路土地家屋調査士会	+	勝	支	部	上	野	裕	司18
○入会のご挨拶		釧路土地家屋調査士会	+	勝	支	部	丸	尾	慶	樹19
○入会のご挨拶		釧路土地家屋調査士会	釧	路	支	部	下月	川部	清	美19
○入会のご挨拶		釧路土地家屋調査士会	+	勝	支	部	福	田	幸之	之助20
○ご挨拶	釧路公共嘱託登	登記土地家屋調査士協会	事	. 1	务	局	飴		知	子20
○オンライン申請の	りすすめ	釧路土地家屋調査士会	業	1	务	部・		• • • • • •	• • • • • •	21
○会のうごき				• • • • •		• • • • •				23
○会員異動			•••••							24
○編集後記				••••		••••				24



表紙は語る

この均整のとれた姿は、樹齢150年と言われるハルニレです。十勝川左岸河川敷の広大な牧草地に立つ、樹高17m、幅20数mの巨木。豊頃町指定文化財に指定されています。根元は2本からなり、寄り添って全体をかたち作っており、カップルにも人気の観光スポットです。洪水や風雪に耐え、今の姿となっています。 (写真提供:豊頃町役場広報情報係)





会 長 挨 拶



釧路土地家屋調査士会

会長 坂 下 直 樹

釧路土地家屋調査士会 令和元年度定時総会開催 (令和元年5月24日開催) に当たり一言ご挨拶申し 上げます。

本日の定時総会に当りまして、大変お忙しい中、 ご出席戴きました釧路地方法務局長中富喜浩様をは じめ、日頃お世話になっております、ご来賓のご臨 席を賜り誠にありがとうございます。心より厚くお 礼を申し上げます。

又、本日は管内各地から多くの会員の皆様方のご 出席を頂き、誠にありがとうございます。会員の皆 様には日頃より、本会の会務運営に対しましてご理 解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

昨年も日本各地で様々な災害が発生した年でした。 6月に大阪府北部地震、7月に西日本を中心とした 豪雨、そして9月には北海道胆振東部地震と多くの 自然災害が発生し甚大な被害をもたらしました。胆 振東部地震では、死者42名、重軽傷者762名、建物 の全半壊2,032棟の被害があり、また、発電所の停 止により北海道中がブラックアウトという今までに 経験したことがない災害となりました。日頃からの 災害に対する備えの大切さを痛感した経験でありま した。被災された方々には、心よりお見舞い申し上 げますとともに一日も早い復旧をお祈りいたします。

平成から令和へと新しい時代のスタートの今年は、 災害もなく平穏無事に過ごせることを祈るばかりで あります。

さて、ここ数年で急速に動き出している「所有者 不明土地問題」ですが、今週も北海道開発局主催の 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措 置法に関する説明会」が札幌と帯広でありました。 これは、主に公共性の高い事業における土地の使用 権の説明でしたが、そこには、事業者から依頼を受けた専門家として、また、地方公共団体が事業者へ知識経験を有する者のあっせんとして、土地家屋調査士が明記されていました。

また、先週17日には、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案」が参議院で可決され、いわゆる「変則型登記」の解消に向けた動きが活発になるものと思われます。

「変則型登記」とは、表題部所有者欄に氏名のみ記載されている土地、代表者の氏名は記載されているが共有者は他何名と記載され住所氏名が不明なものなどが当てはまります。北海道ではあまり見かけないものですが、それでも釧路地方法務局管内でいくつかはあるようです。

法律の施行は、来年とのことですが、施行後の実施要領を策定するための準備的作業を現在釧路地方法務局でも進めており、その事務補助員として土地家屋調査士が想定されております。

「所有者不明土地問題」に関し現在では、「相続登記の義務化」や「土地所有権の在り方」など民事基本法制の見直しに向け法制審議会で議論されていると聞きます。今後もこの「所有者不明土地問題」に関しては、様々な動きが予想され、我々の業務にも影響が出てくるものと思われます。

このように我々を取り巻く環境は、これからもめまぐるしく変化していきます。我々土地家屋調査士もその変化に対応して行かなければなりません。本会も法務局、連合会と連携し、国民の期待に応えられる土地家屋調査士をめざし本会事業を行っていく所存です。会員の皆様方のご協力そして本会への叱咤激励をお願いします。

環境の変化と言いますと、昨年度、北海道の土地

家屋調査士にとっては大きな変革がありました。

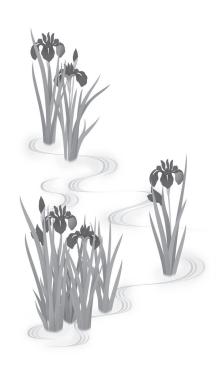
会報にも記載しましたが、昨年の定時総会におきまして、会員の皆様のご理解とご協力により「再委託業務は受託しない旨の宣言」を無事可決承認いただきました。2月の函館会臨時総会を最後に道内4会全てが可決承認されました。この「再委託問題」は、全国に飛び火し、昨年の全国会長会議でも議題として取り上げられ、また、連合会からは、「北海道の再委託の実態は土地家屋調査士業務において適切な取扱いがなされていない」との文書も発出され、多くの応援をいただきました。全国とつながっているこの土地家屋調査士会のありがたさを痛感した年でした。

昨年の総会決議は、最終目的ではありません。法令に沿った分離発注をめざしこれからがスタートだと思っています。適正な業務受注には、何年もかかるかもしれません。我々役員はもとより、会員一人一人がこの「宣言」の重みを理解し、会員が一丸となって少しずつ一歩一歩前へ進むしかありません。どうか、これからの北海道の土地家屋調査士のために、会員の皆様の、ご理解とご協力をお願いする次第です。

最後に、オンライン申請のお話しですが、いよいよ「資格者代理人方式」が、表示に関する登記に関し、今年度上半期中には実施されるとのことです。 導入にあたり、法務局とも打合せを行い研修会で皆さんへ周知を図りたいと考えています。本会では平成27年からオンライン申請のサポートを行っています。今年度も継続し行います。これを機会にオンライン申請のさらなる促進を皆様にお願い申し上げます。

本日は平成30年度の会務報告及び事業報告承認の 件並びに一般会計等の承認の件、令和元年度の事業 計画案承認の件、一般会計収支予算案承認の件及び 任期満了による役員改選の件などの議案についてご 提案を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお 願い致します。

結びに、ここにご参会の皆様方のご健康・ご隆盛 と本会の益々の発展を祈念致しまして、簡単措辞で はございますが挨拶と致します。



CO CO CO CO CO CO CO CO CO



祝

辞

釧路地方法務局

局長 中富喜浩

令和元年度釧路土地家屋調査士会定時総会が多数 の会員の皆様の御出席の下、盛大に開催されました ことを、心からお喜び申し上げます。

釧路土地家屋調査士会及び会員の皆様には、日頃から不動産表示登記を始めとする法務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、 改めて厚くお礼申し上げます。

また、永年にわたり土地家屋調査士制度の発展と 法務行政の運営に貢献された松田様に対しまして、 表彰させていただきましたが、これまでの御尽力と 御功績に対し、敬意を表するとともに、心からお祝 い申し上げます。

さて、今日の複雑・高度化する経済社会にあって、 不動産登記の礎である表示に関する登記業務を担っ ている皆様の役割は、ますますその重要性を増し、 国民からも大きな期待が寄せられているところでご ざいます。

皆様には、今後とも社会的使命を深く認識していただき、制度の発展に、より一層御尽力いただきますようお願い申し上げます。

本日は、せっかくの機会でありますので、最近の 法務行政をめぐる情勢について申し上げたいと思い ます。

はじめに、近年、所有者不明土地の存在が、各種の公共事業の用地取得や災害の復旧・復興事業の実施など、様々な場面で問題となっております。

その中の一つである「表題部所有者不明土地」は、 土地台帳制度下における所有者欄の氏名・住所の変 則的な記載が、土地台帳と不動産登記簿との一元化 に引き継がれたことにより、表題部所有者の氏名・ 住所が正常に記載されていない土地が全国的に存在 し、円滑な不動産取引や公共事業の実施等に支障を 来しているところであります。そこで、この解消を 図るため、新たな制度の創設に向けた準備が進められておりますが、本格的に解消作業が実施された際には、皆様の豊富な知識や経験が必要となりますので、御協力、よろしくお願いいたします。

次に、「オンライン申請の利用促進」についてで あります。

当局管内における平成30年の不動産登記オンライン申請利用率は58.5パーセントとなっており、会員の皆様の御協力により、年々増加しているものの、全国的にみるとオンライン申請率が70パーセントを超える局も増えてきており、他局のオンライン申請率の伸び率が大きいこともあって、当局のオンライン申請率は全国50局中30番目であり、決して高くない状況です。

いよいよ来年1月から、登記事務の適正・迅速処理に大きく貢献するオンライン申請を前提とした新たな登記情報システムV30の運用が始まります。

当局としても、オンライン申請の利用促進に向けて組織を挙げて取り組んでいきたいと考えておりますので、会員の皆様におかれましても、オンライン申請の積極的な利用について、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いします。

次に、地図作成及び筆界特定についてであります。いわゆる「平成地籍整備の方針」に基づき、平成16年度から、全国の都市部の地図混乱地域を対象として地図作成作業を実施しているところであり、本作業は、表示に関する登記事務を適正・迅速に処理する上での重要な課題であるとともに、土地家屋調査士制度を地域社会にPRする絶好の機会でもあります。

当局におきましても、昨年度は、本局管内の釧路市大川町等の地区0.72平方キロメートル、2,043筆について2年目作業を実施し、99パーセントを超え

る確定率で登記所備付地図を作成することができました。

作業に携わっていただいた会員の皆様に対し、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本年度は、帯広支局管轄の帯広市新町地区及び緑ケ丘地区について2年目作業を実施しているほか、北見支局管内の北見市西富町地区及び美山町南地区について、1年目作業を実施する予定としております。

また、筆界特定事件については、平成18年1月の制度創設以来、平成30年末までに全国で33,040件の申請がされ、法務局としては大きな手応えを感じているところでありますが、当局管内におきましては、申請件数が少なく、制度の周知が非常に大切であると考えております。

そこで、国民からの筆界及び境界問題に関する相談に対し、筆界特定制度、土地家屋調査士会ADR制度及びその他の解決方法について、適切な助言等を行うとともに、両制度に対する理解を深めることを目的として、昨年11月1日から表示登記専門官が配置されている本局、帯広支局及び北見支局に「釧

路地方法務局及び境界問題解決支援センター道東合同による筆界・境界問題に関する相談所」を開設いたしました。両制度の周知とともに、国民の皆様が利用しやすい制度となるよう、会員の皆様と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、法務局の行政サービス向上のための取組 についてであります。

毎年、法務局では「休日相談所」を開設しておりますが、本年度におきましても、10月6日の日曜日に、「全国一斉法務局休日相談所」を開設することとしておりますので、御支援をお願いいたします。

以上、法務行政をめぐる情勢の一端について申し述べましたが、法務局には、「新たな行政需要に積極的に対応すること」が求められておりますので、 会員の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申 し上げます。

終わりに当たり、釧路土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を心から祈念申し上げまして、私からのお祝いの言葉とさせていただきます。



, AP AP AP AP AP AP AP AP AP



祝

辞

釧路司法書士会

会長野村 一仁

- 4 「懲戒処分について、除斥期間を新設すること」
- 5 「一人法人を認めること」、の5項目でありますが、これについてもう少し詳しくご説明します。

最初の使命規定の条文案は、「司法書士は、この 法律の定めるところによりその業務とする登記、供 託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の 権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に 寄与することを使命とする。」となっております。 使命規定というのは、司法書士自身にその職務に対 する自覚と職務に対する誠実を促して、使命にふさ わしい倫理観の醸成を図るべきだという思いからで たものであります。

次の懲戒権者を法務大臣にすることについては、 法務局又は地方法務局の長から法務大臣に改めると いうことです。処分をする者は、法務局又は地方法 務局の長ですが、資格を与えるのは法務大臣である ので、懲戒権者を法務大臣にしてほしい、なぜなら 私達の合格証書は、法務大臣の証書ですので、何か 懲戒があると、法務大臣ではなく地方法務局長に処 分を下されてしまうことは如何なものかということ です。

3番目の戒告処分については、聴聞の機会を付与すること、これは懲戒処分の中の戒告については、いわゆる聴聞の機会がないということです。適正手続の保障の観点から、聴聞の機会を設けてほしいということです。

4番目の懲戒処分について、除斥期間を新設すること、すなわち「懲戒の事由があったときから7年を経過したときは懲戒の手続を開始することができない。」と規定してほしいということです。

現在は、懲戒処分については除斥期間がないので、 永久に過去の自分の案件処理に対して懲戒処分の対

ただいまご紹介に預かりました野村でございます。 本総会にお招きいただきまして、ありがとうござ います。

本日ここに、釧路土地家屋調査士会定時総会が開催されるにあたり、釧路司法書士会を代表し、ご挨拶を申し上げます。

挨拶に先立ちまして、本日御臨席いただいており ます。

釧路地方法務局長・中富喜浩様、日本土地家屋調査士会連合会副会長・戸倉茂雄様、釧路地方法務局首席登記官・小田切敦子様におかれましては、日頃より、不動産登記制度を通じて、格別なるご支援またご協力をいただくと共に、司法書士制度の理解を賜り、厚く感謝申し上げます。

このように、多数の貴会員の皆様のご出席により、 釧路土地家屋調査士会定時総会が盛大に開催されま すことを心よりお慶び申しあげます。

また、土地家屋調査士制度の充実発展のために日 頃より会務及び職務に精励されておられる貴会役員 及び会員各位に対しまして、心よりお祝い申しあげ ます。

さて、折角の機会ですので、この場を借りて、司 法書士会連合会の取り組みを報告させていただきま す。

日司連は、日調連とともに「司法書士法及び土地 家屋調査士法の一部を改正する法律案」の成立に向 けて活動をしておりますが、ここでは、主に司法書 士法一部改正案についてお話しさせていただきます。

司法書士法一部改正案の主なものは5項目あります。

- 1 「使命規定を新設すること |
- 2 「懲戒権者を法務大臣にすること」
- 3 「戒告処分について、聴聞の機会を付与すること」

象になってしまうので、業務の安定性を持たせるため、防御のため長期にわたる資料保管等の負担軽減のためにも必要であります。

最後の社員が一の司法書士法人の設立を認めること、これは法人運営に関する多様なニーズに対応するために必要であるということです。

以上説明したことは、「使命規定」以外は土地家 屋調査士法一部改正案とほぼ同じであります。

今回の「司法書士法及び土地家屋調査士法の改正 法律案」は、内閣が提出する法案いわゆる閣法によ り、先議で参議院に法律案を提出しており、平成31 年4月12日に参議院本会議で全会一致により可決さ れました。

現在は、通常国会において衆議院で審議されていますが、見通しは、国会が解散されない限り法案は成立するとのことで、我々の最大の目標であった「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案」の成立が目の前に見えてきております。

次に成年後見制度の利用促進に関する状況ですが、「成年後見制度利用促進計画」を受けて、各自治体において体制整備に向けた動きが進展してきているところです。市民がより安心して利用できる体制を構築するためには、市町村における基本計画の策定や地域連携ネットワークを支援する協議会の設置の推進等への司法書士会の関与が必要不可欠になって

きています。

現在、政府が推し進めているIT国家戦略や規制 改革において、様々な行政手統や制度のIT化によ る変革が進められており、既成の概念や粋組みを超 えて、社会が変化しております。司法書士もこの様 な変化に適応していく必要にせまられています。

また、所有者不明土地問題については、司法書士は法務局による相続人調査業務を受託し、その作業をしているところですが、現場における解決しなければならない様々な問題がありますが、これを克服し、相続人調査を完了して、相続登記に繋げていこうとしております。

土地家屋調査士会と司法書士会において、相続登記に繋げていくための相続に関する説明会や相談会の開催といった促進活動を共に協力していきながら行きたいと思っていますので、連携、御支援の程よろしくお願いいたします。

結びになりますが、貴会の今後益々のご発展と、 ご参集の皆様のご健勝を心より祈念申し上げ、私か らのお祝いの言葉とさせていただきます。

本日は、誠におめでとうございます。







総会ご挨拶

釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 筧 清 秀

地球温暖化のせいか、暖冬のせいか、桜前線の北上も例年をうわまわり、早、初夏のみどりがまぶしい季節となりました。そして、ここに新たな元号のもと、我々の年度の始まりとなる、第34回目の社員総会の開催となりました。

社員の皆様におかれましては、お忙しい中、また、遠方よりご参加いただきましてありがとうございます。又、日ごろから、当公嘱協会の運営にご理解・ご協力をいただき、心より感謝申しあげます。平成25年4月1日に公益法人が設立してから7年目の年度の始まりとなります。

ここで4期8年を振り返りますと、初年度は当協会の資産損出の事故を伴っての公益法人への移行問題がありました。また、平成20年度から始まった登記所備付地図作成作業が4年目にはいりました。そして、3支所に及んだ大規模の業務であった農林水産省経営局からの国有地(開拓財産)測量の受注がありました。北海道からの分離発注の試行業務もこの時期でありました。この重なりは、どれもが予断を許されないものでした。

特に公益法人への移行手続きは、定款の変更・規則の変更並びに道庁総務部法人局法人団体課への電子申請などなど、知識の乏しさと日付の縛りがあり、苦慮したことが思い出されます。この初期の2年3年は、初めてのこととは言え、勉強不足から各理事の皆様・各社員の皆様にご迷惑をおかけしたと思われます。これらをのり越えられたことは、当協会の実績として、行動力・団結力の源があってのことと考えております。

「調査士法3条業務は、調査士の専権業務だ」として、平成23年度から始まった3年間の分離発注の試行業務は終了し、その問題を扱っている調査士会ブロック協議会の事業としてPTは、分離発注を願

う目的で、平成30年3月19日に、開発局に要望書の 提出を行いました。「再委託業務は受注しない旨の 宣言」は、各方面に波紋を広げました。当公嘱協会 の現在の環境・状況にあった新たな具体的指針を構 築するうえでも、早期の解決が必須であります。

毎年、行われている嘱託登記業務の入札で、釧路 開建については辞退し、帯広開建は滝川の調査士が 落札に至り、網走開建のみがご契約いただきました。 嘱託登記業務は、そもそも当協会の存在意義の一丁 目一番地と考えると、非常に残念な結果として受け 止めざるを得ません。

釧路支所が行っている登記所備付地図作成作業は、 高い筆界確定率で納品に至っております。十勝支所 の2年目は、4月19・20・21日に住民説明会が開催 され、5月27日から一次立会が行われます。法務局 の皆様のご指導のもと、積み上げた実績をいかし、 精度の高い地図作成をお願いいたします。

公益法人に移行した時の社員数は、57名。元号が変わった令和元年度の現在の社員数は42名。社員の高齢化・過疎化は進んでいます。しかしながら、当公嘱協会は将来に向けて継続していかなければなりません。

このたび、次期理事職への引き継ぎの環境が整いましたので、理事職を離れますが、一社員としての活動は続けさせていただきます。

最後に、皆様のご健康とご多幸、当公嘱協会のゆるぎない発展を祈念いたしまして、ご挨拶を申し上げます。







釧路土地家屋調査士会

会長 丸 尾 教 綱

令和元年度定時総会におきまして、坂下前会長の 後任として新会長に選任いただきました、十勝支部 の丸尾教綱です。会長就任に際しまして一言ご挨拶 申し上げます。

今から28年前、本会に登録した際には考えもつかなかった大役を仰せつかり、身の引き締まる思いでいっぱいです。

会長就任の翌日には「令和元年度釧路司法書士会総会」が帯広市で開催され、来賓として出席させていただいたのを皮切りに、釧路地方法務局長へのご挨拶、本会理事会の開催と支部長会議出席、ブロック協議会役員会、連合会総会出席、ブロック総会出席と、就任後1ヶ月半は大変濃い時間を過ごし、改めて会長としての重責を実感するとともに、歴代会長のご苦労を身を以て体験しました。

近年、我々調査士を取り巻く社会情勢が急速に動き出しており、昨年成立の「所有者不明土地利用円滑化特措法」や、今国会で成立した「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」いわゆる「変則型登記」の解消に向けた法案により、所有者不明土地問題の『相続人探索』につづき『所有者等探索委員』など当会会員の活躍の場が増えることを感じています。

また、本年3月末には「調査・測量実施要領」が 改訂されました。全国の単位会では当会と同様に「会 則」に位置づけている単位会も多くあるため、各ブ ロック単位で「変則型登記」と併せての説明会が連 合会によって開催される予定です。

「オンライン申請」については、積極的な利用を 目標にここ数年来、本会でサポートを行ってきました。法務省からは、今年度上半期には「資格者代理 人方式」の運用を開始できるよう準備していると伺っております。抵当権等の「分筆先一部抹消」など 「権利に関する部分」は除かれるようですが、『表示に関する登記』を行うにつき、その利便性を「先行」して受けることができそうです。未だ利用され ていない会員には是非ともお薦めいたします。

これらの変化に対応するため「法律・実務・倫理 研修」を積極的に行い、会員一同研鑽を積み、社会 又は地域に貢献できるよう努力をしなければならな いと考えております。

さて、当会が抱える喫緊の課題は、昨年の定時総会で可決承認された「再委託業務は受託しない旨の宣言」以後の動きについてです。各官公署・地方自治体に対して丁寧な説明を行うとともに皆様に「宣言の重要性」の発信をいたします。この会報が発刊される頃には、この件についての「研修会」を行う予定です。

この6月には「調査士法」の一部改正が可決成立 しました。施行自体はまだ先ですが「不動産の表示 に関する登記」に加え「土地の筆界を明らかにする 業務の専門家 | の一文が「調査士法第1条本文 | に 明記されています。隣接法律専門職としては「調査 士法第3条第1項本文及び第1項第1号 | を遵守し 「再委託業務は受託しない」ことが重要です。そこ は譲れない部分として行動し、適正な業務受注がで きるよう役員が一丸となって知恵を絞って進めてま いります。現在の当会会員は81名(7月1日時点) ですが、「2018土地家屋調査十白書」によると、私 が入会した平成3年には1.5倍超の127名在席してい ました。3年前より受験ガイダンスを開催しており ますが、これらの行動により少しでも若い調査士が 増えて欲しいと思います。皆様の知り合いで「調査 士」を目指している方がいましたら是非とも応援し て下さい。本会も応援いたします。

最後になりますが、皆様のご協力のもと各部との 連携を図り、必要な情報をより早く収集・発信し、 皆様が誇りを持って現場で活躍できるよう、会務を 推進していきたいと考えております。微力ではあり ますが一所懸命努力する所存ですので、これからも ご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い申しあげます。





釧路土地家屋調査士会

副会長・連合会理事 松 田 整

今年度、副会長に就任いたしました十勝支部の松 田です。担当は広報部となります。

釧路会での役員歴の中で広報部の担当となるのは 初めてとなりますが、加納広報部長と共に内外的な 広報活動の推進に努めていきたいと思います。釧路 会での広報の思い出は、故横山健治会員が広報部長 を務められていた時期、結構な頻度で会報原稿の依 頼がありました。頼まれる回数が多くなるたびに、 絞り出すものが無くなり『広報くしろ』の原稿締め 切り日が恐ろしくなった覚えがあります。横山健治 会員の'飴と鞭作戦'(総会や研修会でお昼をご一 緒した時に知らない間に会計を済ましてくれる)に よって、断ることが出来なかったため、いつの間に か文章の作成に慣れが出来ました。その経験があっ て、平成27~28年度に日調連広報部員に就任した 時には、なんとか日調連会報への寄稿もこなすこと が出来ました。このご恩は息子さんである横山太郎 会員に'鞭とたまに飴'で返さなければならないと 心に堅く誓っております。会員の皆様におかれまし ても、広報部からの原稿依頼があった時には快く対 応をお願いいたします。

又、本年度は北海道ブロック協議会より推薦をいただき、日本土地家屋調査士会連合会理事に就任いたしました。配属は社会事業部となりました。釧路会では前年度まで業務(社会事業部)部長を2期4

年務めましたので、その経験をもとに、釧路会・北海道ブロックはもとより全国の会員のためしっかりと責務を果たしたいと思っております。それと同時に北海道ブロック協議会の理事にも就任いたしました。なんだか一気にいろいろ役職をいただいたので、慣れるまでは通常業務に影響が出そうですが、なりたくてなった土地家屋調査士ですから一生懸命がんばってみようと思います。皆様よろしくお願いいたします。







釧路土地家屋調査士会

業務部長 榎 本 彰

この度、業務部長の任を仰せ付かりました。先日 まで業務・研修担当理事として「CPDの管理」や 「受験ガイダンス」などの会務に携わっておりまし たが、その他の会務については深い知識もなく、こ の度の業務部長就任につきましても、事前にはまっ たく想定しておりませんでした。ですので、一応就 任受諾の返答をした後も私がこのような大任を受け て良いものかどうか、やっていけるのかどうか、相 当悩みましたが、役員及び会員の皆様にご指導ご鞭 撻を頂きながら、できる限りのことをやって行こう と決心致しました。今後、会務に関し会員の皆様に いろいろとご迷惑を掛けたり、ご協力をお願いした りすることも出て来ることと存じます。そのような 場合には、調査士会及び各調査士のためとお思いい ただき、寛容なお心でご容赦・ご協力下さいますよ う宜しくお願い申し上げます。

さて、業務部の業務について、直面する課題について少し述べさせていただきたく存じます。

まず、喫緊の課題として浮上ました「街区基準点」についての「使用報告書」提出の件についてです。これについては前々から度々会から各会員に対して基準点使用報告書を提出していただくよう注意喚起していたところですが、先日北見市より本会に対して連絡があり、法務局より同市税務課に通知されて来た地積測量図と同市に提出された公共基準点使用報告書を照合したところ、使用報告がされていないものがあるとの指摘を受けました。市や町が管理する街区基準点等については、本会から年度毎に「街区基準点使用に係る包括承認申請」を行っており、基準点を使用した会員は使用報告書を提出しなければならないことになっております。このことにつきましては、各会員が今一度確認をし、肝に銘じていただかなければならないと存じます。今後、使用報

告がされないことが多くなりますと、本会として包括承認を受けるというメリットが失われてしまい、各会員が街区基準点を使用するたびに使用承認申請をしなければならないような事態にもなりかねません。そのようなことは絶対に避けなければなりません。また、各支部に聞き取り調査をしましたところ、この問題は北見市やオホーツク支部に限らず、他支部についても同様な(使用報告されていない)事例があるように感じております。そのようなわけで、会員の皆様の「基準点使用報告書」提出に関する再確認をお願いいたします。(「基準点使用報告書」提出に関してご不明な点は私に問い合わせていただいて結構です。)

次に、近頃では多くの方が利用されているオンライン登記申請についてです。法務局からは機会ある毎に、さらなる利用拡大に協力を求められております。本会としましてもできる限り会員へのサポートをいたしますので、未利用の会員はとりあえず業務部長又は各支部の業務担当理事にご相談いただきたく存じます。

その他の業務部関連の業務として、法務局との「表示登記協議会」の開催があります。例年2月頃の開催ですが、法務局に対して本会を通して協議したい事項がありましたら、早めに(いつでも構いませんので)ご提案・ご相談いただきたますようお願い申し上げます。

以上、紙幅の都合上取り敢えず就任のご挨拶とさせていただきます。

今後も宜しくお願い申し上げます。





釧路土地家屋調査士会

ついて話し合われました。

+勝支部長 安 井 惠 子

ます。

このたび平成31年度十勝支部定時総会において任 期満了により役員が改選され、十勝支部長に選任い ただきました。

新役員を紹介させていただきます。

副支部長(業務担当)渡部尚博、副支部長(総務 担当)河合崇之、会計渡邉憲博、監査小野寺久子、 幹事大場公夫・小林誉・坂口卓郎・渡邊晃二(敬称 略)以上のメンバーです。

役員の中には釧路会の理事が2人おり、副支部長 2人をはじめ、フットワークの軽い人ばかりなので 大変心強く思っております。

これまで2期4年間は前支部長のもと、監査を担当していました。親の介護と孫の相手と仕事で休みがほとんどない日々でした。ようやっと親も落ち着き、孫も大きくなって小学校に入学し、私の髪がグレイへアーになった途端、支部長打診がきました。もうお役御免と思っておりましたが微力ながらと、お引き受けしたしだいです。

十勝支部は現在35名 (7月19日時点)。平成30年 度34名、平成29年度34名、平成28年度33名と、最近 は微増しております。

平均年齢は60歳。80歳代1人、70歳代5人、60歳代13人、50歳代11人、40歳代3人、30歳代1人、20歳代1人です。来年は当然、平均年齢は61歳になり

今年は帯広のホコテン(歩行者天国)が最後の年 という話を聞き、無料相談会で出店する運びになり ました。また、副支部長の熱い思いで、市役所のホ ールを借りて、無料相談会を定期的にすることも決 まりました。私が盆踊り大会に参加するのは?。即、 却下。そりゃそうだよね。

今年度第1回の支部役員会で1年間の事業執行に

皆様のご協力をお願いするとともに、今回選任された新役員ともども、2年間よろしくお願いいたします。







釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 瘧 師 敏 幸

本年5月24日開催の第34回通常総会に於きまして 理事長に就任することになりました十勝支部の瘧師 敏幸でございます。

もとより浅学非才ではありますが各位のご協力と ご指導に依拠してその職責を全うする決意でありま すのでよろしくお願い申し上げます。

顧みますと平成元年に釧路土地家屋調査会に入会してから三十有余年を閲して参りましたが、この間に十勝支部長を二期四年、釧路公嘱協会副理事長を四期八年を務め、またこのうち全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会理事を二期四年間に亘る任務付与を受け、弱輩ながら多くの経験をさせて頂きました。

また、筧清秀前理事長におかれましては長年に亘る協会の発展のためにご尽力賜り、社員一同とともに心からお礼を申し上げ、今後は相談役としてご尽力下さいますよう重ねてお願い申し上げるしだいでございます。

さて当協会は、官公署からの依頼により、その専門的能力を結集して登記に必要な調査や測量、又は登記の嘱託等を適正、かつ迅速に処理することにより、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する事業を行うことにあります。

従って当協会は、最新の法令と革新する技術の取 得に向けて研鑽をし、公益社団法人の目的、使命を 全うするよう社会貢献を意識し、安定した運営を維持するための活動を推進することをお互いの努力に 期待するところであります。

昨年度受注した官公署は釧路、帯広、網走の各開発建設部、法務局、北海道財務局釧路財務事務所、農林水産省等からの受注でその総額は約7,300万円となっております。

しかしながら今年は帯広開発建設部の単価契約の 入札が出来なかった事や釧路開発建設部に於いては 釧路支所での担当者不足の為、入札不参加となり受 注額が減少することになります。

また、各調査士会の「再委託業務は受託しない旨の宣言」が各総会で決議されましたが、それを受けて開発局は、測量・コンサルタント会社の作成した登記資料に監督行政官を作成者として本人申請として嘱託登記を行う方向で検討しているようであります。

このようなことから当協会の職域の確保と官公署 の分離発注を促進して頂けるよう調査士の地位向上 ため、調査士会との情報及び意見交換を活発に行え る機会を設けることや自主事業などの環境改善にも 取り組んでまいります。

社員各位の一層のご理解とご健勝を祈念申し上げ 理事長の就任の挨拶とさせて頂きます。

令和元年度日本土地家屋調査士会連合会定時総会に参加して

釧路土地家屋調査士会 副会長・連合会理事

松 田 整



令和元年6月18日、19日に開催された日本土地家屋調査士会連合会第76回定時総会に初めて代議員として出席してきました。開催場所は『東京ドームホテル』です。言わずと知れた東京ドームのすぐ横にあるホテルが会場です。

日調連の総会は、1日目は午後1時半から夕方まで、 2日目は、午前9時からお昼まで、という2日間にわた っての総会です。

釧路会からの総会参加者は丸尾会長と私で、坂下前会 長は選挙管理委員として総会に参加しました。

総会は岡田連合会長の挨拶から始まり、法務大臣表彰 を受賞された方への表彰状授与へと続きます。来賓の紹 介、議長選出、事業経過報告へと続き、議事に移ります。 第1号議案は一般会計・特別会計の収支決算報告承認の 件となります。総会議案ですから内容などは当会の総会 進行と同じです。しかしながら実施した事業、予算の規 模が全く違うため、総会資料となる冊子の厚さがまるで 違います。報告・説明されるボリュームについても同様 です。改めて全国組織の土地家屋調査士という資格に驚 きを感じました。そして第2号議案、任期満了による役 員等選任の件へと続きます。役員改選年となる今回の総 会は、会長に3名、副会長に4名の方が立候補しており、 ふたつの投票箱が用意され、各候補がマニフェストを発 表してからの投票となりました。開票は総会2日目に行 われます。議案に戻り、第3号議案 連合会会則一部改 正(案)審議の件が終わり総会1日目が終了しました。

その後、参加者全員による懇親会が同ホテル内の会場で開催されました。立食ビュッフェ形式で各ブロックご との名札がついた円卓テーブルがあり、北海道ブロック



会場全景

各会からの参加者と共に乾杯を行いました。テーブルには見慣れないお顔の方が何名かおります、どなたかなーと思っていると皆さん北海道選挙区の国会議員とその秘書の方々でした。党派はさまざまで入れ替わり何名もの参加がありました。本年6月の通常国会で、土地家屋調査士法の一部改正があったばかりという時期でもあったため、会場の演台では、各党の顔ともいえる議員の方々が入れ替わり、挨拶と共に土地家屋調査士制度について熱のこもったお話をされていました。調査士制度と土地家屋調査士政治連盟・議員連盟の存在を大きく感じた懇親会でした。

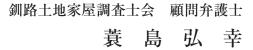
2日目は、総会開始20分前に集合がかかり、土地家屋 調査士である豊田俊郎参議院議員の基調講演があり、総 会が再開されました。第4号議案 事業計画審議の件 事前に受け付けされた各会からの質問・要望が書面で配 布され、各会からは会長、代議員がマイクを持ちとても 鋭い質問・要望が出ておりました。そして第2号議案が 再開され開票結果の発表となりました。結果としては決 選投票を経て、僅差で(2票差)、東京会の國吉正和会 員が日調連新会長となりました。副会長選挙は國吉新会 長に指名副会長はいませんでしたので、開票なしで立候 補した4名が全員当選となりました。その後、北海道ブ ロックより推薦を受けた私を含めた新しい理事について も承認され新役員が決定いたしました。最後に5号議案 一般会計・特別会計収支予算(案)が審議され総会は 終了しました。釧路会とは規模の違う総会に参加した驚 きとこれから日調連理事の一員となる現実に胸が高鳴る



ような総会でした。

法務大臣表彰

相続人不存在時の処理の実情





1 「相続人のいない遺産は国のものになる」?

このような説明を目にしたことはないでしょうか。間 違いではありませんが、そこに至るまでには「手続と時 間」が必要です。今回は、その「手続と時間」について お話しします。

2 相続人のいない遺産は、まずどうなるか

相続人のいない遺産(相続人がいるかどうかわからない遺産を含む)は、相続開始時点で「相続財産法人」というものを構成します(民法951条)。「法人」ですから、株式会社や公益財団法人と同じく、「代表者」(株式会社であれば代表取締役、公益財団法人であれば代表理事)が管理処分権を持ちます。しかし、「相続財産法人」は、成立時には「代表者」がいません。そのため、相続人のいない遺産は、誰も管理処分権を持たず、塩漬け状態に陥ります。

管理処分権を有する者が現れない限り、相続財産法人はそのままの状態で存続します。いくら時間が経過しても、国のものにはなりません。

3 「相続財産管理人」の選任

相続財産法人について管理処分権を持つのは、「相続 財産管理人」です。相続財産管理人は、利害関係人又は 検察官の申立てに基づき、家庭裁判所によって選任され ます(民法952条1項)。

「利害関係人」とは、被相続人の債権者や物上に担保権を有する者など法律的な利害関係を有する者を指します。条文上は検察官にも申立権が与えられていますが、 検察官が選任申立をした事例は聞いたことがありません。

選任された相続財産管理人の主な業務は、(1)財産 目録の作成、(2)債権調査と弁済、(3)相続人捜索、 (4)最終段階での国庫帰属手続です。

ごく最近まで「財務局は不動産の国庫帰属を忌避する」

と理解されていたため、事実上「不動産の現金化」も主な業務となっていました。しかし、平成29年6月27日付「財務省理財局国有財産業務課長事務連絡」により、国が相続人不存在の不動産の国庫帰属を拒めないことが各財務局に示されたことから、運用が変わりつつあるようです。

4 3回の官報公告と特別縁故者への分与

相続財産管理人が選任されたときは、(1)相続財産管理人選任の公告(民法952条2項)、(2)相続債権者への請求申出催告の公告(民法957条1項)、(3)相続人捜索の公告(民法958条)と、合計3回の官報公告が必要です。このうち、(2)については最低2か月、(3)については最低6か月の期間をおかなければ、次に進めません。どんなに迅速に対応しても、相続財産管理人選任から(3)の期間が終わるまでに1年近くはかかります。

(3)の期間が終わっても、特別縁故者(生計同一の者、療養看護に務めた者等)が相続財産分与の申立てをしていた場合(民法958条の3)、その審理のためにさらに時間がかかることがあります。

5 国庫帰属へ

特別縁故者への分与の手続まで終え、相続財産管理人報酬(家庭裁判所が決める)を差し引いても残余財産がある場合、初めて国庫帰属となります。ここに至るまでに、利害関係を持つ誰かが相続財産管理人の選任申立をしなければなりませんし、選任後1年内外の時間も要します。「相続人のいない遺産は、申立てによって選任された相続財産管理人が手間と時間をかけて整理し、それでも余りが出たら国のものになる」というのが正確な説明でしょう。

土地家屋調査士とは?という永遠のテーマ

釧路土地家屋調査士会 釧路支部長岩 浅 圭 一



平成14年に開業し、初めてお会いした方たちに土地家 屋調査士さんなのですね。と言われた経験はほぼありません。それほど知名度のない資格者であるということで しょう。おそらくほとんどの土地家屋調査士の皆さんも 同様の状況ではないでしょうか。もちろんメリットもデ メリットもあるとは思います。知名度はなくとも業務は あるわけで、それなりの報酬をいただいて事務所を継続 経営していけているのが現状です。知名度が下がるとい うこともなく、安定して知名度がない資格であるのに試 験の難易度は高く、ステータスもそこそこあるという良 くも悪くも意味不明な資格であるように思える。

業務を行っていくメリットとしては、私のように地方で事務所を経営している場合だと、事務所同士が競合するという考えがほとんどないということです。北海道のように北海道の総人口から考える土地家屋調査士1人あたりの人口は約11000人であり、全国平均の約倍となっているためある程度の収入は見込める状況となっています。また、特に昨今は農村振興や担い手対策、農業経営の大規模化、国際的競争力強化と国策による農業や周辺地域への各種補助事業等によって酪農舎や農業従事者住宅および従業員宿舎の建設等、我々土地家屋調査士にとっては多くのビジネスチャンスに恵まれており、ありがたいことに毎日忙しい日々を過ごさせていただいております。

メリットの反対側にはもちろんデメリットも存在しておりまして、知名度がないということは土地家屋調査士のなり手も減少してくと言うことです。まさしくここ10数年、受験者数の減少には歯止めがかからず人口減少の自然減があるとはいえ、それ以上に減少しているように思えます。また、そうなると会員減少も進み私が支部長

を務めている釧路調査士会釧路支部では現在、ここ10年の入会者は1名のみ、会員の平均年齢は68才(十勝支部60才、オホーツク支部64才)となっています。釧路土地家屋調査士会3支部中第1位の平均年齢である釧路支部は今年度、大幅に支部役員数を減らしましたが、それでも、本会である釧路土地家屋調査士会に役員を十分に送り込めない実情があります。我々資格者だけでなくとも少子高齢化、人口減少が進んでいく中、どのように土地家屋調査士という資格の魅力ややりがいを、若い世代に伝えていくことができるかを今まで以上に考えていかなければならにように感じています。

ここ数年間、若い補助者を採用しようと募集をしてお りましたが、なんとか今月より補助者として20代の青年 を採用することができました。今回、初めての試みとし て、少し変則的な採用方法をとっておりますので紹介さ せていただきます。私の事務所がある地域の小学校は全 校生徒100名ほどの学校であり、酪農を営む家庭が半数 であります。そのため地域の少年野球チームの指導者を 探すのに苦労をしておりました。そこで、今回採用した 補助者は週に数回事務所を早退して、少年野球チームの コーチをしてもらうという勤務形態です。本人は野球が 好きで、私と同じ社会人野球チームに所属しております。 お互いにメリットがあるということで、まったく別の業 種から転職してくれました。このように様々な出会いの 中で、間接的にでも土地家屋調査士を知っていただく機 会を作ることができればいいと思っていますし、たとえ 小さなことでもそれぞれが実行していくことが大切なの ではないかと考えます。



活気にあふれたベトナム渡航

釧路土地家屋調査士会 十勝支部 上 野 裕 司



日本の戦前戦後のようなといっても見たこともないのであるが、今回訪れたベトナムは、活気にあふれた国だった。

この国の魅力は、どうしても多くの人に触れてみて欲しいと感じた。

家族4人で大きくもない一台のバイクに全員が跨がり移動する、小さな飲食店には無数の家族がワイワイがやがや楽しそうに食事するなどなど、これは、アメリカに屈しなかった国というものなのか、不思議に魅了する国なのです。

その切っ掛けは、昨年の12月頃に友人からの情報で、北海道から農業支援の個人あるいは法人がベトナムの地方都市ダラットの周辺にて事業を展開しているとの話を耳にしたのが事の発端だった。

私も、還暦を過ぎて何か目的ある行動をしたいと 考えていた矢先の情報だったので、強く惹かれる思 いがありました。

早速、以前に接する機会のあったジャイカ(日本 国際協力機構)に問い合わせてみると、ここ十勝幕 別町でベトナム農家を支援している人がいて接触す ることが出来るとのことでしたので、連絡を取って みた。

間もなく、その方から話を聞く機会ができて事業のお話しを聴くと、数千万円規模の個人支援から数十億円規模の法人支援が計画実行されているとの情報を得た。これは面白いと思い、私も友人らと東南アジアに何度か渡航した経験もあったので、現地を見てみたい願望にかられた。この話を牧場などを経営する親しい友人に話してみたところ、同行しても良いとのふたつ返事でその二ケ月後には、渡航すべく計画をすることになった。

この2月には先述のダラットを訪れてみるにいたった。初めてのベトナムではあったが、何度かの渡航経験と同行した友人はカナダ在住の経験もある人物なので、英語に心配する不安もなくワクワクとした気持ちで渡航した。

札幌から香港経由のキャセイ航空で乗り継ぎし、 初日は、ホーチミンに前泊しホテルで寛いで過ごし た。建物は古いが優雅な雰囲気のホテルだった。

翌日、ベトナムの国内線に搭乗しダラットに向かいホテルに到着し、現地で夕食をとりに外出した。 (ホテルでは夕食がとれなかった。)

第一の難題、これまで東南アジア主要都市やリゾート地では英語が大方通じたのであったが、ベトナムの小さな地方都市ではあまり通じない事が発覚、 友人のカナダ英語では半分も通じなかった。

第二の難題、ダラットの街は、なんと信号機のない街。河のように流れるバイクとその二割程度の車の流れの中を漕いでいかないと、反対側に渡れないのである。

第三の難題は、温湿度差、ダラットの街の気温は28度くらいで、湿気が70%程度であって過ごせないわけではないが、2月極寒の北海道帯広はマイナス15度でその温湿度差に体が直ぐに対応できず、二つの難題の前に結構な疲労を私らは感じていた。

そんな状況の中で、この街の中心地に行くためには幾つもの道路を横断しないとならない、いったい、どうしよう?と思いながらも考えてしょうがないので、回りを見渡し見習いながらドキドキしてバイクと車の流れを漕ぎだした。ややバイクと車の流れが減ったタイミングを図っての道路横断だが、向かってくるバイクと車の流れは、車は二車線のようだがバイクは十車線というのか。隙間のない怒濤の流れだった。

そんなこんなで、数回の横断体験の後なんとかなってきたときのこと、同行していた友人が道を譲ってきた車のために小走りで横断しようとした瞬間、危ない!と私は声を発した。

やや慣れてきた友人が不用意に小走りしたため車の陰から来るバイクに、もう跳ねられそうになったのである。

振り向いた友人に目前の二台のバイクが激突する ところだったが、辛うじて難を逃れたものの、横断 するには走っても止まってもいけないのだとか。

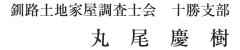
こんな単純なことなのではあるが、なぜか私らをワクワクさせる街でした。

そんな雑踏の街を歩いて、数階建ての建物を2階に上がった小さなレストランで食べた料理も、これまでの東南アジアと大きく違って和食に近い味付けで、美味しく感じられました。

最初の切っ掛けについては、またの機会があれば と思いますが、日本が忘れてしまったような家族と 活気は元より、人との触れあいが、こんなに魅了す るものだと感じることが出来るベトナム渡航でした。



入会のご挨拶





平成31年2月より釧路会十勝支部でお世話になっております、丸尾慶樹と申します。

平成26年に大学を卒業してすぐ、札幌市内の測量 科がある専門学校に通いながら土地家屋調査士試験 の勉強を開始し、平成27年の試験に合格することが でき現在に至ります。

小学校~大学まで野球部に所属し、高校・大学と 推薦入学だった私にとっては「受験」そのものが未 知であり、測量の知識も、ましてや法律の知識も全 くない(大学では経営学を専攻)状況で土地家屋調 査士を目指すということは、まさにゼロからのスタ ートでした。

朝から夕方まで専門学校で授業を受け、帰宅してから課題と調査士試験の勉強をしていた私は当初慣

れない勉強とスケジュールの過密さに、身体を壊す のではと心配しました。

しかし、10年以上野球漬けだった私の身体と頭は 予想より遥かに頑丈で空き容量が多く、至って健康 体のまま2回目の受験で運良く合格することができ ました。頑丈な身体に生んでくれた両親に感謝して います。

これから土地家屋調査士として皆様の大切な不動産の権利の明確化のために、表示に関する登記と土地の筆界を扱う専門家として、依頼者やその隣接の方々が安心して生活できるよう、期待に応えられる会員になるため日々精進して参ります。

至らぬ点もあるかとは思いますが皆様何卒、ご指 導後鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

入会のご挨拶

釧路土地家屋調査士会 釧路支部下川部 清 美



平成31年4月1日付けで釧路土地家屋調査士会に入会させていただきました下川部清美と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。

まずは自己紹介をさせていただきます。

昭和41年釧路市に生まれ高校を卒業後、市内の測量会社に就職しトレース業務をしていました。残業が続くようなとても忙しい時期もありましたが、図面を書くことが好きだったので続けることが出来たと思います。

平成3年頃からパソコンを触らせてもらえる機会を得るようになり、仕事の内容は主にCADオペレーターとして従事するようになりました。

パソコンを触ることも好きだったので楽しみながら仕事させていただきました。

そのような中で、このまま生涯この仕事を続けていけるのか不安を抱き、入社してから興味のあった「土地家屋調査士」の資格取得を目指すこととし、まずは平成18年測量士補の受験、合格させていただきました。が、ほぼ独学のわたしは当然「土地家屋調査士」は不合格で、その年から合格するまで毎日勉強し続けました。

前記の会社を退職したことを知ったある調査士の 先生に、お声がけいただき先生のもとで実務を学ぶ べく補助者として勤めさせていただきました。

いつも、楽しく色々教えていただき先生にはとて も感謝しています。

私は飽きっぽく、怠け者なので、「自分で決めたことだから」と極力周知徹底をはかり逃げ道を断ち、なるべく毎日机に向かう事だけは続けた結果、平成25年に「合格」できました。

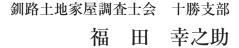
根気よく受験を続けることが出来たのは、家族、 先生、先生の奥様等周りの人達の支えのお陰と思っ ています。

合格後も先生のご厚意に甘えて、補助者を続けさせていただきましたが、合格から5年が過ぎ入会させていただくこととしました。

「新人中年おばさん調査士」として地域の皆様に 愛されるよう、自分に出来ることから努力して参り たいと思っています。

最後に、諸先輩の方々におかれましては、どうぞ ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

入会のご挨拶





今年6月3日付で三重会伊賀支部から移ってまいりました福田幸之助と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

調査士登録は平成14年で、それ以前は測量コンサル会社で公共測量に従事しておりました。

以下簡単に自己紹介をします。

昭和30年大阪生まれ。

家族は妻、長男(札幌在住)、長女(三重県名張 市在住)。

『趣味(好きなこと)特技(少しできること)』 食べること・酔っぱらうこと・早寝早起き・マラ ソン(ただし超鈍足。特に最近はレースで制限時間との闘いが続いています。とりあえずオホーツ ク網走マラソンと、とかちマラソンにエントリー しました。楽しみです。)・山歩き(低山徘徊)・ 博物館めぐり・ギター(少々)、かつて合唱団で歌ってました。かつてリコーダーアンサンブルで バスリコーダー吹いてました。

『嫌いなこと、苦手なこと』

高所。閉所。船。飛行機。ジェットコースター。

こちらに来て皆さんによく言われるのが「何故三重から?」「北海道生まれ?」「北海道に親戚がいるの?」等々です。縁もゆかりもない所に何故移ってきたのか、実のところ自分でもよくわかっていません。

ただ昔から志向が何となく北へ向いていて、高校 生の時、大阪からヒッチハイクで北海道を旅行して からずっと気になる存在でした。その後も何回か旅行で訪れていましたが、12年前に長男が札幌に進学したのを機に、年に1~2回こちらに来るようになり、途中からは大阪や名古屋で開かれる「北海道移住フェア」で知った、各自治体が運営している移住体験住宅を利用させてもらって北海道中を巡るうちに、移住の気持ちが固まっていきました。

さて何処に住もうかと考えていたところ、最後に訪れたのが十勝でした。日高山脈を望む大平原と「とかち晴れ」の空、旨い食べ物、雪が少なく冬でも走れる場所としてすっかり気に入り、ここに移住を決めた次第です。

7月17日は「道みんの日」とか。

北海道の歴史を見つめ直し、価値を再認識するのを目的とする記念日で、三重県が生んだ偉人、松浦武四郎が「北加伊道」を提案した日、1869年7月17日に由来しているとのこと。

伊能忠敬と間宮林蔵が北海道の海岸線を測量し、 武四郎が内陸部を調査測量した…

その150年後に私が三重県からここに来たのはただの偶然ですが、せめて偉大な先人たちの何千何万分の一の微かなものでも、北海道の地に足跡を残すことができればと考えております。

こんな変わり者ではありますが、一日も早く釧路 会と十勝支部の一員になれますよう努める所存です ので、先生方のご指導をどうぞよろしくお願いいた します。

ご挨拶

釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会 事務局

飴 知子



今年4月より釧路協会にて勤務させて頂いております。飴 知子です。

初めてお聞きする事も多く皆様には大変お世話に なりますが、よろしくお願いいたします。

オンライン申請のすすめ

釧路土地家屋調査士会 業務部



オンライン申請

やらなきゃいけないとは思うんだけど、設定や操作が面倒。 それに、あまりメリットも感じられないし...

えーっ、まだやってなかったんですか~ 信じられない... 以前のJavaを使っていた頃に比べ、環境設定は楽になったし、 申請用ソフトや署名ツールなど、使い勝手も良くなっている んですよ。それに、メリットだって結構あるし...







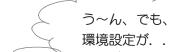
- ・登記完了のお知らせが、すぐにメールで送られてきます。
- ・補正の際は、法務局に行かなくても、事務所のパソコンや、 出先からノートパソコンでもできます。
- ・調査報告書、地積測量図、建物図面などは、PDFやXML・TIF データで送信することで、プリントしなくても済み、経費の 節減につながります。
- ・面倒な原本還付用の書類作成も、PDF化して電子署名すれば、 コピーしていくつもゴム印・印鑑を押さなくてもOKです。
- ・登記事項証明書だって、オンライン申請で取得すれば安くなるし、申請は夜の9時までできるから、前の晩に準備しておくこともできます。

そしてね、まもなく資格者代理人方式により 法定添付書類の原本提示も省略できるように なるんだって。

コンピュータ化されていない資料の収集など、 法務局へ行かなければならないこともあるけど、 登記申請が完全オンラインでできるようになる という話ですよ。









先ずは、土地家屋調査士の電子証明書を取得しましょうね。

ダウンロードの説明は、日調連会員のページ→オンライン申請関係(セコムパスポート for G-ID)に書かれています。以下はPCの環境設定の流れです。

- 1.オンライン申請関連ツール(旧バージョン)のアンインストール
 - ・ICカードドライバ ・電子署名プラグインソフト(Signed PDF)
 - ・XML署名ツール ・ICカード検証ツール
- 2.信頼済みサイトへの登録

https://t-k-download.moj.go.jp/

https://touki-gw.moj.go.jp

3.ポップアップブロック機能の設定

www.touki-kyoutakukyoutaku-net.moj.go.jp

- 4. 【Windows 8.1, 7, Vista】.NET Framework4.5.2又は.NET Framework4.6 【Windows 10】.NET Framework4.6 のインストール http://msdn.microsoft.com/ja-jp/vstudio/aa496123
- 5.政府共用認証局の自己署名証明書のインストール

http://www.gpki.go.jp/apca2/APCA2Root.der

- 6.申請データ(XML文書)とInternet Explorerの関連付け
- 7.申請者情報登録

https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html

8.申請用総合ソフトのインスール

https://t-k-download.moj.go.jp/application/update/ShinseiyoSogoSoft.application

9 .Acrobat Reader DC のインストール

https://get.adobe.com/jp/reader/otherversions/

10.XML署名ツールのインスール

http://www.chosashi.or.jp/members_new/docs/online/xmlsign.zip





ご安心ください!

釧路土地家屋調査士会では、サポート担当者が、あなたの 事務所に伺って、オンライン申請のための環境設定、各種 ソフトの使い方をご指導いたします。 詳細は事務局まで。

【オンライン申請のサポート窓口】

釧路土地家屋調査士会
0154-41-3463

オンライン申請サポート担当

中村 浩司 0155-62-2616

松田 整 090-9080-1545

《会のうごき》

自 令和元年2月~至 令和元年7月

月	日	主要事項	開催場所	開催時間	備考
2	9	旭川会研修会	星野リゾートOMO7旭川	13:00~16:00	釧路会 1 名
	12	北海道空き家等対策連絡会議	第 2 水 産 ビ ル	13:30~16:30	小野寺理事
	15	ほっかいどう地図・境界シンポジウム	ホテルライフォート札幌	13:30~17:00	釧路会16名
	19	登録交付式	事務局会議室	11:00~12:00	坂下会長・小泉総務部長・野田理事・ 新入会員 丸尾慶樹
	"	表示登記協議会	釧路地方法務局	14:00~17:00	坂下・丸尾・前田・松田・榎本・小野寺・ 林原
	22	全体研修会	各会場(WEB研修会)	13:30~17:30	会員54名
3	14	常任理事会	各会場(WEB会議)	15:00~17:00	坂下・小泉・丸尾・前田・松田・進藤・ 加納・野田
	15	旭川会研修会	アートホテル旭川	13:30~15:30	釧路会2名
	"	//	"	15:30~17:30	釧路会2名
	17	受験ガイダンス(オホーツク支部管内)	北見市民会館	①10:00~12:00 ②13:00~15:00	講師:河合・渡部尚・坂口 本会:榎本・澤田・阿部
4	12	登録交付式	事務局会議室	16:00~17:00	坂下会長・小泉総務部長・野田理事・ 新入会員 下川部清美
	17	会計監査	事務局会議室	10:00~13:00	中村圭佐・吉田・坂下・進藤
	11	役員選任委員会	"	13:00~14:00	坂下・小泉・岩浅・中村浩司・吉田
	11	常任理事会	"	15:00~17:00	坂下・小泉・丸尾・前田・松田・進藤・ 加納・野田
	26	第1回支部長会議	各支部会場	14:00~15:00	支部長2名 本会5名 オブザーバー2名
	11	第1回理事会	"	15:00~17:00	役員13名 オブザーバー2名
5	14	常任理事会	各会場(WEB会議)	14:00~16:00	坂下・小泉・丸尾・前田・松田・進藤・ 加納・野田
	18	元公証人講演会	アパホテル帯広駅前	13:30~16:30	釧路会21名
	24	定時総会	ホーテール 黒 部	15:00~17:30	本人出席47名 委任状32名
6	1	中央型新人研修	NTT中央研修センター(東京)	12:30~21:10	下川部清美・森広樹・丸尾慶樹
	2	/	"	8:30~18:15	/
	3	/	"	8:30~15:50	"
	7	第2回支部長会議	北見ピアソンホテル	14:00~15:00	支部長3名 本会3名 オブザーバー1名
	"	第2回理事会	"	15:00~17:00	役員15名 オブザーバー2名
	10	ブロック協議会役員会	札 幌 会 会 議 室	14:30~17:30	坂下・丸尾
	12	登録交付式	事務局会議室	11:00~12:00	丸尾会長・小泉副会長・野田総務部長・ 新入会員 福田幸之助
	18	連合会定時総会	東京ドームホテル	13:00~17:00	丸尾・松田
	19	"	"	9:00~正午迄	//
	24	釧路地方裁判所実務研修	釧路地方裁判所	15:10~16:00	林原センター長
7	5	ブロック協議会定時総会	ANAクラウンプラザホテル釧路	15:00~17:00	釧路会18名
	19	広報部会	事務局会議室	10:00~14:00	加納・長岡・毛利

《 会 員 異 動》=

新入会員





釧路支部 下川部 清 美 会員

平成31年4月1日登録

事務所所在地 釧路市桜ヶ岡6丁目31番5号

生年月日 昭和41年1月3日 電話番号 090-7655-8000

十勝支部 **福 田 幸 之 助 会員** 令和元年 6 月 3 日 登録

事務所所在地 河東郡音更町木野西通14丁目18番地12

生年月日 昭和30年3月23日 電話番号 0155-66-9951

-《登録事項変更》-

長 岡 秀 和 (オホーツク支部) 事務所住所 北見市北9条東1丁目15番地

《会員数 令和元年7月1日現在 81名》

∙編 集 後 記≕

本号の発行に際しまして、ご多忙のなか寄稿していただき、おかげさまで丸尾新会長体制、 そして広報部も1名交代して令和最初の広報誌を無事、発行することができました。誠にあり がとうございます。今後とも御協力のほどよろしくお願い致します。

さて、私事ですが7月5日に釧路で開催された第50回目の北海道ブロック協議会総会に久しぶりに出席しました。総会では新人研修で一緒だった人達が役員として多数出席しており、大変感慨深くまた懇親会では他会の方々から様々な有益な情報を得ることができ、有意義な時間を過ごすことができました。

今夏の気候ですが、過ごし易いと感じているのは私だけでしょうか。外業にはありがたいのですが、若干天候不順気味なので農作物の生育への影響が心配です。(長岡)

広報 部長 加納 芳郎

広報担当理事 長岡 秀和 毛利 安男

測量機器総合保険

(動産総合保険)

のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有·管理する測量機器(製品No.のある機器に限る)について

業務使用中、携行中、保管中等の 、偶然な事故による損害に対し、

。 保険金をお支払いします。

特徴1

例えば

1

測量中誤って 測量機器を倒し壊れた。



9

保管中の測量機器が 火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、 自宅等に保管中に 盗難にあった。



等

個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の保険料

/ 測量機器総合保険(本制度):42,940円 a.動産総合保険(個別加入):64,800円

※縮小支払割合90%、免責15万円適用

約34% 割安

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。

・ ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

特徵2

2019年4月1日午後4時から2020年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10 土地家屋調査士会館6F TEL 03(5282)5166 引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL 03(3259)6692

登記官・土地家屋調査士必携!

記申請マニュアル

すいせん 日本土地家屋調査士会連合会

集表示登記申請実務研究会

代表 新井 克美 (元横浜地方法務局長・元公証人)

本書はオンライン書籍も発売しています。 年間利用料 本体価格12,000円+税

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,312頁 本体価格11,318円+税送料実費

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せての ご購入となります。

マニュアル

近時の法改正や実務の動きを踏まえた最新の内容!

!実務マニュアル

すいせん 日本土地家屋調査士会連合会

集表示登記制度実務研究会

代表 西本 孔昭 (日本土地家屋調査士会連合会顧問)

新日本法規オンライン

本書はオンライン書籍も発売しています。 年間利用料 本体価格12,000円+税

Q&A 表示登記 実務マニュアル Q&A 表示登記 実務マニュアル

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁1,964頁 本体価格11.000円+税送料実費

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せての ご購入となります。

> -境界・私道トラブル 解決の手引

> > 新日本法規

適切・迅速な紛争解決の実務指針!

道トラブル解決の手引

集り境界・私道紛争事例研究会 代表 山﨑 司平(弁護士)

新日本法規オンライン

本書はオンライン書籍も発売しています。 年間利用料 本体価格9,600円+税

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1.670頁 本体価格10,500円+税送料実費

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せての ご購入となります。

登記事務で確認されるポイントがわかる!

登記官のチェックポイント

集工動産登記事務研究会

表 前田 幸保(前名古屋法務局民事行政部長・公証人)

和田 博恭 (愛知県司法書士会会長・司法書士)



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁828頁 本体価格10,500円+税送料実費

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せての ご購入となります。



○○ 0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

ホームページ http://www.sn-hoki.co.jp

で「検索」 新日本法規 Web

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



【好評図書のご案内】



不動産登記の実務 相談事例集 Ⅱ

後藤浩平 著

2019年5月刊 A5判 332頁 本体3,200円+税

- ●民法等の実体法及び不動産登記法をはじめとする手続法に基づき、正確に解説。
- ●申請手続から所有権、地上権等の用益権、抵当権等の担保権、仮登記、代位登記、判決による登記など、権利 に関する登記に係る設問を網羅的に収録。



改訂版 境界の理論と実務

寶金敏明 著

2018年12月刊 A5判上製 684頁 本体6,400円+税

- ●土地境界について体系的・網羅適に扱う唯一の理論書。新たな裁判や実務動向を踏まえた、待望の改訂版。
- ●境界の判定手法とその理論のみでなく、境界の生成過程、境界を紡いだ成果として作成される地図や図面などの精度、筆界特定制度や境界に関する裁判や協議など多くの事項について、法律問題に立脚して言及。



先例から読み解く! 建物の表示に関する登記の実務

後藤浩平 著

2018年10月刊 A5判 488頁 本体4,300円+税

- ●事務処理上有益な「主要79先例」を全文掲載し、解説も付与。
- ●主要先例に関連する「関係30先例」も収録し、全文を掲載。
- ●具体的事案を「関連質疑」とし、詳細を『新版 Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ(4、5巻)』にて確認できるよう工夫。



先例から読み解く! 土地の表示に関する登記の実務

後藤浩平・宇山聡 著

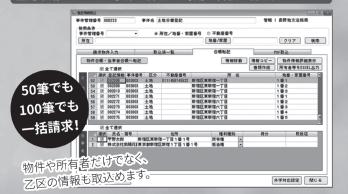
2017年12月刊 A5判 800頁 本体6,700円+税

- ●事務処理上有益な「主要97先例」を全文掲載し、解説も付与。
- ●関連する「関係83先例」も収録し、全文を掲載。
- ●具体的事案を「関連質疑」とし、詳細を『Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ(1~3巻)』にて確認できるよう工夫。

表示登記申請/CADタス/請求ス金~決算

登記情報を一括で請求→様々な書類に連携可能!

境界確認等の書類作成から、調査報告書、申請書まで一気に作成。 登記申請に至らない事件の管理も、専用の台帳で管理。



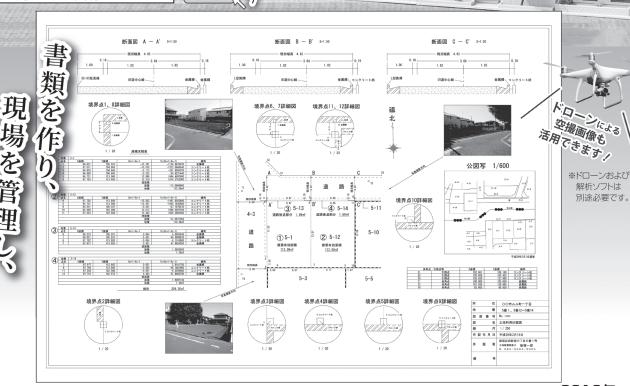
オンライン申請⇔書面申請は、 登記の目的のチェックをON/OFFのみで切替!

連件順位もこの画面で入力しておくと連件申請としてデータを関連 付けするので、異なる法務局や別の連件データを一緒に送信可能。



図面作成デモ動画を配信中!

表示登記申請システム



期間限定キャンペーン

2019年 9月末日まで

タイプC

表示登記₊CAD₊請求入金

表示登記 ₊ C A D

表示登記

表示登記

一括購入

5年リース

5年リース

請求入金

一括購入 5年リース

一括購入

5年リース

¥411,500

月額¥7.650

¥351,500 | 月額¥6,535 | | ¥218,000 | 月額¥4,054 | | ¥278,000 | 月額¥5,170

※表記の金額は全て税抜き価格となります。※別途、年間保守契約が必要です。

TEL. 03-5909-5772 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6 階















3次元の時代を迎え、 測量CADはいま、ONEへ一





最新のデジタル環境で、 登記業務の効率化

マルチディスプレイ対応!

組み合わせ拡がるマルチディスプレイ

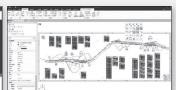


「素図」と「詳細図」、「公図」と「実測図」のチェックや 基準点測量で、点検路線の精度比較など抜群の効率化を実現

シンプル、メリハリ、見える"CAD"

集約・洗練されたコマンド・プロパティバー





マウスの移動量約1/3 (自社比)・目線移動も少なく快適作業

使いやすさを追求したユーザーインターフェイス

"コマンドブレイン"・リボンインターフェイスで操作性向上!



リボンインターフェイス

コマンドブレイン



文字 シンボル

ラスタ写真 配置 一括配置・ 位置図作成

線入力

次に使用するコマンドを操作履歴から予測表示

各階平面図一新

数々の機能アップで、作成手数を削減



デジタル図面から建物形状入力も!



オープンデータの活用

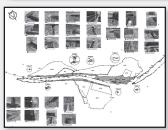
現場データを重ねて確実に・わかりやすく





地理院 [標準地図]・[写真] 等やストリートビュー活用!

ラスタ取扱い歴然の軽快感





大量の写真も手軽に。写真の活用で素早く位置図作成

福井コンピュータ株式会社

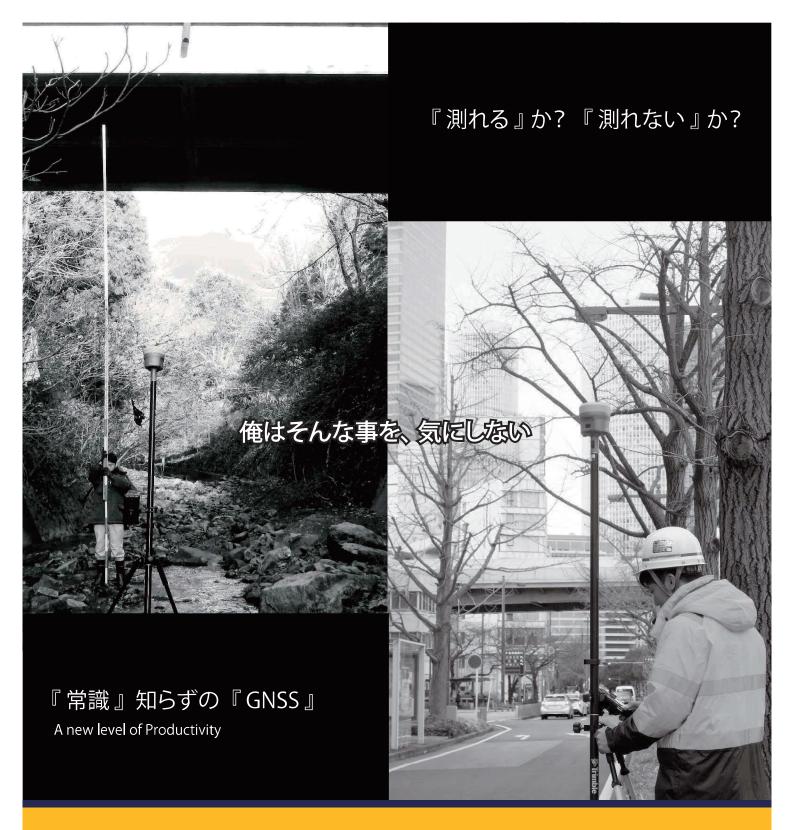
本社/〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】 10570-039-291 製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ http://const.fukuicompu.co.ip



札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・埼玉・干葉・東京・横浜・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄



Trimble R10 GNSS

The NEXT Generation of Surveying Technology from Trimble

Trimble R10 は、小型でシンプルなうえに、パワフルで素早いGNSS測量を実現。 GNSSのパイオニアである責任は、歴史と経験に基づいた 圧倒的な生産性を提供することにあります。

Trimble R10は場所を選びません。条件も選びません。 『測れるか? 測れないか?』 そんな心配は、もうありません。

一新しいレベルの生産性を、あなたに一

【北海道地区正規販売代理店】

株式会社旭川システムサービス

₹078-8217

旭川市7条通19丁目左8号

TEL 0166-33-3900 http://www.asspythagoras.com/

アイザック株式会社

₹065-0008

札幌市東区北八条東八丁目2番1号 八条ビル5階 TEL 011-733-3577 http://www.aizax.com/



Trimble

株式会社ニコン・トリンブル www.nikon-trimble.co.jp

(株式) 会社名 ロゴ 製品名 その何の間有名割は 公社の資格をたける経済程度できます。